

令和 8 年第 2 回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 8 年 2 月 5 日（木）13 時 35 分から 14 時 01 分

2. 開催場所 香美市中央公民館 1 階大ホール

3. 出席委員 （19 名）

会長	19 番 岡田 修一		
会長職務代理	10 番 小松 和啓	17 番 岡本 博臣	
委員	1 番 竹村 純吉	2 番 藤原 新市	3 番 宗石 大輔
	4 番 西尾 文彰	5 番 堤 昭雄	6 番 村上 千世
	7 番 上島 陽子	8 番 西村 広幸	9 番 竹村 雄介
	11 番 門脇 義人	12 番 山内 茂	13 番 三木 克司
	14 番 森田 良彦	15 番 竹平 豊久	16 番 三谷 富重
	18 番 有光 収三		

4. 欠席委員 （ 0 名 ）

5. 議事日程

第 1 議事録署名人の指名

第 2 議案	第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
	第 2 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
	第 3 号	非農地証明願いについて
	第 4 号	農地法第 18 条第 6 項解約通知報告について
	第 5 号	使用貸借返還通知報告について
	第 6 号	香美市農用地利用集積等促進計画について
	第 7 号	その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	和田 雅充
事務局次長	岡村 昭彦
事務局主幹	高月 陽生
香北支所	恒石 政志

7. 会議の概要

	開会（13時35分）
事務局	本日ですね、第2号議案で5条の転用が出ておるんですけども、ちょっとあの転用の住宅の方の規格とか面積のところちょっとまだ決めれんところが出てきたようで、今回取り下げますということでしたので、また来月以降かは分かりませんが、今回もう諮りませんので、2号議案は無しということでさせていただきます。
事務局	それでは、香美市農業委員会会議規則第3条 会長は議長となり、議事を整理する。となっていますので、議長を会長にお願いします。
議長	はいみなさんこんにちは。えーと先日の勉強会ですがね、出席された委員のみなさん、ありがとうございました。その時に地域計画の話もありよったけど、まだ事務と進め方についてまとまってませんので、県でも。また後日どうやってやっていこうかということを考えていこうかと思っておりますので、またよろしくお願いします。 で、本日の会にあたりまして、議事録署名人を指名させていただきます。宗石委員と、そして西尾委員さんをお願いします。よろしくお願いします。 本日欠席の委員はおりません。 それでは順次、会に入っていきたいと思います。 議案書に従って議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について説明をお願いします。
事務局	はい、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてです。案件は10件となっておりますので、順次提案させていただきます。 1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町檜谷・繁藤の農地19筆で合計面積5,334.30㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は1です。 2番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は土佐山田町間の農地で面積277㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は2です。 3番、権利の種類は使用貸借権、申請地は土佐山田町新改・入野の農地で17筆、合計面積12,657.74㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は3です。 4番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町美良布の農地で面積は287㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は4です。 5番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は香北町五百蔵の農地で面積948㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は5です。 6番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町日ノ御子の農地2筆で合計面積1,428㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は6です。

7 番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町日ノ御子の農地で面積 614 m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は 7 です。

8 番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は香北町葦生野の農地 4 筆で合計面積 876 m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は 8 です。

9 番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町太郎丸の農地で面積 95 m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は 9 です。

10 番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は香北町日ノ御子の農地 3 筆で合計面積 395.88 m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は 10 です。

農地法第 3 条第 2 項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと判断されます。以上です。

議 長 以上説明が終わりましたのでただ今より質疑を行いたいと思いますが、ご質問がある方は挙手でしていただきたいと思いますが、何かございませんか？

—— 質 疑 な し ——

議 長 ないようですが、あのう、3 番とよね、8 番ですかね、が受け手人さんが作付面積が書いてないけど、これ新規参入かなにかですか？

事 務 局 これは親子の関係です。

議 長 親子の関係ですか、はいはい、分かりました。各段ないようですがいかがですか？無ければ採決に入りますが、ご異議ございませんね？

—— 異 議 な し ——

議 長 それでは第 1 号議案農地法第 3 条の規定による許可申請について、原案通りの賛成の方の挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長 はい、全員賛成ですね、ありがとうございました。
続きまして議案 3 号非農地証明願いについてお願いします。

事 務 局 はい、第 3 号議案非農地証明願いについて説明いたします。

1 番、申請地は物部町安丸[REDACTED]、地目は田、外 4 筆、合計面積は 860 m²、利用状況は山林、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は岡本委員で資料は 12 です。

	以上です。
議 長	ただいま議案第 3 号非農地証明について説明がありましたが、補足説明を岡本委員にお願いします。
農 業 委 員 (17 番)	資料の 12-1 をお願いします。現地は物部町大栃から約 6 キロぐらいまっすぐの距離にあります物部町安丸程野という集落の中にありまして、そこは市道程野 1 号線が通っております。さらにそこから下方向に行って市道安丸程野線がありまして、そこを 12 メートルほど下った所に [REDACTED]、さらにそこから 200 メートルくらい下に下がった所に [REDACTED] 番地があります。下の写真は航空写真で、周囲は山林となっています。 次に 12-2 と 12-3 をお願いします。この写真はそれぞれ番地ごとの現況写真です。昭和 59 年頃耕作放棄して現在杉ヒノキの山林となっているということで、いつ頃植えたとは伝えられておりませんが、私が見た感じ、また周囲の状況から判断すると樹齢で約 40 年前後の杉ヒノキが植林されていると見られました。 転用事実行為から 15 年以上平穏無事に経過しております。また今も言いましたように周囲も植林化されておりますので問題ないと思います。以上です。
議 長	はいありがとうございました。以上説明が終わりましたので質疑を行いたいと思いますが、何か質問はありませんか？ ——— 質 疑 な し ———
議 長	格段ないようですので採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。 ——— 異 議 な し ———
議 長	それでは議案第 3 号非農地証明願いについて原案通りの賛成の方は挙手をお願いします。 ——— 全 員 挙 手 ———
議 長	はい、全員賛成ですね、ありがとうございます。 続きまして議案第 4 号農地法第 18 条第 6 項解約通知報告について、説明をお願いします。
事 務 局	はい、報告第 4 号農地法第 18 条第 6 項解約通知報告についてです。

		報告案件は2件となっていますのでよろしくお願いいたします。 1番、申請地は土佐山田町字浜道ノ西の農地で面積1,408㎡、貸し手及び借り手、申込日、成立日、引渡日、解約理由は議案書のとおりです。 2番、申請地は土佐山田町字西野溝ノ南の農地2筆で合計面積2,972㎡、貸し手及び借り手、申込日、成立日、引渡日、解約理由は議案書のとおりです。 以上よろしくお願いいたします。
議	長	はい、以上説明が終わりましたので質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんか？ ——— 質 疑 な し ———
議	長	格段ないようでしたらこの件につきましては報告案件ですので、報告のみとさせていただきますと思います。 続きまして議案第5号使用貸借返還通知報告について説明をお願いします。
事 務 局		報告第5号使用貸借返還通知報告についてです。 報告案件は3件となっていますのでよろしくお願いいたします。 1番、申請地は土佐山田町字中井ノ北の農地で面積712㎡の内662㎡、貸し手及び借り手、成立日、解約理由は議案書のとおりです。 2番、申請地は土佐山田町杉田の農地2筆で合計面積654㎡、貸し手及び借り手、成立日、解約理由は議案書のとおりです。 3番、申請地は香北町清爪の農地5筆で合計面積3,272㎡、貸し手及び借り手、成立日、解約理由は議案書のとおりです。 以上です。
議	長	以上説明が終わりましたので質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんか？ ——— 質 疑 な し ———
議	長	格段ないようですのでこの件につきましても報告案件ですので、報告のみとさせていただきますと思います。
議	長	続きまして議案第6号香美市農用地利用集積促進計画について説明をお願いします。
事 務 局		議案第6号農用地利用集積等促進計画について補足説明をします。

農業公社による中間管理事業になります。

1 番、土佐山田町松本の農地 6 筆、合計 5,818 m²を [] から農業公社が借り受けます。この後、[] が借り受け、水稻を栽培します。資料は 13 です。

2 番、土佐山田町の農地、3,004 m²を [] から農業公社が借り受けます。この後、[] が借り受け、露地野菜（ニラ）を栽培します。資料は 14 です。

3 番、土佐山田町の農地、2,998 m²を [] から農業公社が借り受けます。この後、[] が借り受け、施設野菜（ニラ）を栽培します。資料は 15 です。

4 番、土佐山田町京田の農地、361 m²を [] から農業公社が借り受けます。この後、[] が借り受け、露地野菜を栽培します。資料は 16 です。

5 番、土佐山田町岩積の農地 2 筆、合計 5,077 m²を [] から農業公社が借り受けます。この後、[] が借り受け、露地野菜を栽培します。資料は 17 です。

6 番、土佐山田町京田の農地、558 m²を [] から農業公社が借り受けます。この後、[] が借り受け、露地野菜を栽培します。資料は 18 です。

7 番、土佐山田町林田の農地、1,627 m²を [] から農業公社が借り受けます。この後、[] が借り受け、水稻を栽培します。資料は 19 です。

8 番、土佐山田町林田の農地、1,901 m²を [] から農業公社が借り受けます。この後、[] が借り受け、露地野菜（ネギ）を栽培します。資料は 20 です。

9 番、土佐山田町下ノ村の農地、3,792 m²を [] から農業公社が借り受けます。この後、[] が借り受け、露地野菜（ニラ）を栽培します。資料は 21 です。

10 番、土佐山田町下ノ村の農地、926 m²を [] から農業公社が借り受けます。この後、[] が借り受け、水稻を栽培します。資料は 22 です。

11 番、土佐山田町、山田の農地 9 筆、合計 8,419 m²を [] から農業公社が借り受けます。この後、[] が借り受け、牧草を栽培します。資料は 23 です。

12 番、土佐山田町の農地 10 筆、合計 7,916 m²を [] から農業公社が借り受けます。この後、[] が借り受け、牧草を栽培します。資料は 24 です。

13 番、土佐山田町の農地 6 筆、合計 5,812 m²を [] から農業公社が借り受けます。この後、[] が借り受け、牧草を栽培します。資料は 25 です。

14 番、土佐山田町林田の農地 3 筆、合計 2,403 m²を [] から農業公社が借り受けます。この後、[] が借り受け、施設野菜（ニラ）を栽培します。資料は 26 です。

15 番、土佐山田町岩次の農地、1,645.25 m²を [] から農業公社が借り受けます。この後、[] が借り受け、水稻を栽培します。資料は 27 です。

16 番、土佐山田町佐野の農地、3,648 m²を [] から農業公社が借り受けます。この後、[] が借り受け、露地野菜を栽培します。資料は 28 です。

17 番、香北町白川の農地、589 m²を [] から農業公社が借り受けます。この後、[] が借り受け、露地ショウガを栽培します。資料は 29 です。

以上です。

議 長 それでは、議案第 6 号につきまして説明が終わりましたので、ただいまより質疑を行いたいと思いますが、採決をしたいと思いますので、わたくしは議案に関係するので退席をいたします。

事 務 局 はい、議長が退席されましたので、会長職務代理者として香北地区の小松委員さんに議長をお願いします。

議 長 代 理 みなさん、こんにちは。
(10 番) 岡田会長なかなか活躍されておまして、今回も議案が出てきておりますのでわたくしが岡田議長の会長職務の代理者として務めさせていただきます。
 それでは、議案第 6 号の、利用権設定の岡田会長の案件 [] について、皆さまより質問を受けたいと思います。何か質問ございませんか？

——— 質 疑 な し ———

議 長 代 理 何か質疑ございませんか？
(10 番) 異議がございませんようでしたら、6 号議案の申請番号 []、岡田会長が関連しております案件につきまして、賛成の挙手をお願いします。

——— 全 員 挙 手 ———

議 長 代 理 はい、全員賛成ということです。ありがとうございました。
(10 番)

議 長 みなさんありがとうございました。
 それでは残りの案件について質疑を行いたいと思いますが、門脇委員さんは退席してますね？で、門脇委員さんの案件 [] につきまして質疑を行い

たいと思いますが、何か質問はありませんか？

—— 質 疑 な し ——

議 長 格段ないようですね。採決に入りたいと思います。ご異議はございませんか？

—— 異 議 な し ——

議 長 それでは第 6 号議案案件 ■■■■ につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですね。承認されましたので、門脇委員さん戻ってください。

事 務 局 それでは改めて議案第 6 号残りの全案件について質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんか？

—— 質 疑 な し ——

議 長 格段ないようですね。採決に入りたいと思います。ご異議ございませんか？

—— 異 議 な し ——

議 長 それでは第 6 号議案香美市農用地利用集積計画の残りの案件につきまして原案通り賛成の方は挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長 はい、全員賛成ですね、ありがとうございました。
それでは事務局、他に何かありますか？

事 務 局 えーと非農地の案件ですが、15 年以上平穏無事で耕作不適耕作不便などやむを得ない場合は非農地扱いということでいま現在事務局で行っています。転用手続きを行って名義は変更していますが登記地目を変更しない案件が見受けられています。そのような場合は 15 年以上経過している場合は非農地扱いを取っていきたいと思っています。特に公共施設の一部において登記

地目の変更が抜かりがあります。今後は正をしていくようにしたいと思います。以上、事務局の方からのお知らせです。

事務局 転用をしてから後の手続きを、4条でやった場合は後の手続きをやってない方がけっこういらっしゃる、非農地証明を下さいということで来ますけど、15年というルールが、縛りがありますので、そういった場合にはもう以前に転用をしていますので、その場合は出すということでこれからやっていきたいと思ってます。ただし最初から転用をやってない方につきましてはもちろん転用行為はしてもらうということになります。以上です。

議長 農業委員会で転用が出て転用手続きも出したけど登記上転用せんずつにそのまま農地に置いちゃった場合ということです。で、その他の場合はやっぱり15年以上ということですけど。分かりましたかね？

以上で定例会、終了したいと思います。この後、農用地利用最適化推進委員会の意見交換会に入りたいと思いますが、少しの間休憩します。そして全員集まったら再開したいと思いますのでよろしくお願いします。

閉会（14時01分）

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議長

署 名 人

署 名 人